

平成 20 年 10 月 6 日
新潟市人事委員会

平成 20 年職員の給与等に関する報告の概要

報告のポイント

◎月例給

民間給与との較差が小さいことから、俸給表、諸手当ともに水準改定なし

◎期末・勤勉手当（ボーナス）

民間の支給割合とおおむね均衡していることから、改定なし

◎勤務時間

民間の状況や国、他都市の動向に留意しながら、十分な準備を整えたうえで見直すことが適当

1 職員給与と民間給与の比較

(1) 民間給与実態調査

市内の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の 414 事業所から 95 事業所を無作為抽出し、本年 4 月分の給与等について調査（調査完了 91 事業所、調査完了率 95.8%）

(2) 月例給

事務・技術関係の職務に従事する職員と民間の従業員について、役職段階、年齢、学歴の条件が同等である者の給与を比較（ラスパイレス方式）した結果、職員の給与が民間の給与を 62 円（0.02%）下回った。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A-B)
369,994 円	369,932 円	62 円 (0.02%)

※上記職員の平均年齢は 43.7 歳

【人事院：132 円（0.04%）国家公務員が下回る】

(3) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの民間従業員の特別給の支給割合（4.43 月分）は、職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数（4.45 月分）とおおむね均衡

【人事院：全国民間 4.50 月】

2 給与の改定

(1) 月例給

民間給与との較差が小さく俸給表改定を行うには不十分で、諸手当も改定する特段の必要性が認められないため、月例給の改定を行わないことが適当

【人事院：俸給表、諸手当ともに改定なし】

(2) 特別給

期末・勤勉手当の支給月数の改定を行わない（4.45月に据置き）ことが適当

【人事院：4.50月に据置き】

3 その他給与等に関する課題

- 医師の初任給調整手当の改善について検討
- 昇給や勤勉手当における勤務実績反映への更なる取組
- 住居手当について調査・検討
- 通勤手当について調査・検討

4 人事管理に関する課題

(1) 勤務時間の見直し

職員の現行の勤務時間は、1日8時間、1週40時間であるが、民間の状況や国、他都市の動向に留意しながら、市民サービスへの支障や行政コストの増大のないよう十分な準備を整えたいうで見直すことが適当

- ・民間の平均所定労働時間 1日7時間45分、1週38時間56分
- ・政令指定都市17市中10市 1日7時間45分、1週38時間45分

【人事院：1日7時間45分、1週38時間45分に改定を勧告】

(2) その他の課題

- 人材の確保に向けた取組の強化
- 人事評価制度の確立
- 超過勤務縮減に向けた一層の取組の強化
- 仕事と家庭の両立支援のための環境整備
- メンタルヘルス対策の体制強化
- 女性職員の登用の拡大
- 高齢期の雇用問題の研究
- 公務員倫理の確保